

第14号議案

府中市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月21日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

介護保険料の見直し及び介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市介護保険条例の一部を改正する条例

府中市介護保険条例（平成12年3月府中市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第10条の3中「第8条第23項に規定する複合型サービス（施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）」を「第8条第23項第1号に規定するサービス」に改める。

第12条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「32,300円」を「29,800円」に改め、同項第2号中「43,100円」を「39,200円」に改め、同項第3号中「50,300円」を「46,700円」に改め、同項第6号イ、第7号イ及び第8号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第9号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第10号ア中「400万円」を「420万円」に、「600万円」を「520万円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項中第16号を第18号とし、第15号を第17号とし、同項第14号中「205,000円」を「208,600円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第13号中「194,200円」を「197,800円」に改め、同号イ中「第15号イ」を「第17号イ」に改め、同号を同項第15号とし、同項第12号中「172,600円」を「179,800円」に改め、同号ア中「800万円」を「820万円」に改め、同号イ中「第14号イ又は第15号イ」を「第16号イ又は第17号イ」に改め、同号を同項第14号とし、同項第11号ア中「600万円」を「620万円」に、「800万円」を「720万円」に改め、同号イ中「、第13号イ」を削り、「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同号を同項第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 165,400円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が720万円以

上820万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

第12条第1項第10号の次に次の1号を加える。

(ii) 次のいずれかに該当する者 147,400円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

第12条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「17,900円」を「17,600円」に改め、同条第3項中「17,900円」を「17,600円」に、「25,100円」を「24,800円」に改め、同条第4項中「17,900円」を「17,600円」に、「46,700円」を「46,400円」に改める。

第14条第3項中「若しくは第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ若しくは第17号イ」に、「第15号まで」を「第17号まで」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第12条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

府中市介護保険条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新	旧
<p>（指定地域密着型サービス事業者の指定をしてはならない場合に関し条例で定める者）</p> <p>第10条の3 法第78条の2第4項第1号に規定する法第42条の2第1項本文の指定をしてはならない場合に関し条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（<u>法第8条第23項第1号に規定するサービスに係る指定の申請を行う場合に限る。</u>）とする。</p> <p>（保険料率等）</p> <p>第12条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における</u>保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,800円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>39,200円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,700円</u></p> <p>(4)～(5) 省 略</p>	<p>（指定地域密着型サービス事業者の指定をしてはならない場合に関し条例で定める者）</p> <p>第10条の3 法第78条の2第4項第1号に規定する法第42条の2第1項本文の指定をしてはならない場合に関し条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（<u>法第8条第23項に規定する複合型サービス（施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。</u>）とする。</p> <p>（保険料率等）</p> <p>第12条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における</u>保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32,300円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>43,100円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>50,300円</u></p> <p>(4)～(5) 省 略</p>

新

旧

(6) 省 略

ア 省 略

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(7) 省 略

ア 省 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(8) 省 略

(6) 省 略

ア 省 略

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(7) 省 略

ア 省 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(8) 省 略

新

ア 省 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(9) 省 略

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(10) 省 略

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所

旧

ア 省 略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(9) 省 略

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、又は第15号イに該当する者を除く。）

(10) 省 略

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所

新

旧

得金額が420万円以上520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

得金額が400万円以上600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 147, 400円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(追 加)

(12) 省 略

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満である者で

(11) 省 略

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満である者で

新

あり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 165,400円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 179,800円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が820万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

旧

あり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(追加)

(12) 次のいずれかに該当する者 172,600円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

新

の

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 197,800円

ア 省略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 208,600円

ア～イ 省略

(17)～(18) 省略

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者については、令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料を減額して賦課するものとし、その保険料率は、同号の規定にかかわらず、17,600円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者

旧

の

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 194,200円

ア 省略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 205,000円

ア～イ 省略

(15)～(16) 省略

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者については、令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料を減額して賦課するものとし、その保険料率は、同号の規定にかかわらず、17,900円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者

新

について準用する。この場合において、前項中「17,600円」とあるのは、「24,800円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者について準用する。この場合において、第2項中「17,600円」とあるのは、「46,400円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得等があった場合)

第14条 省略

2 省略

- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第12条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ若しくは第17号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに

旧

について準用する。この場合において、前項中「17,900円」とあるのは、「25,100円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者について準用する。この場合において、第2項中「17,900円」とあるのは、「46,700円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得等があった場合)

第14条 省略

2 省略

- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第12条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ若しくは第15号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同

新

至った日の属する月から同項第1号から第17号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 省 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第12条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

旧

項第1号から第15号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 省 略